

令和6年度第5回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会会議録

日時：令和6年2月21日（水）午後7時30分

場所：市役所庁舎 10階 第5A会議室

□会議次第

1. 開会

2. 会議

- (1) 令和6年度帯広市障害福祉関係予算及び主要事業について
- (2) その他

3. 閉会

□配布資料

- ・資料1 令和6年度障害福祉予算案の概要
- ・資料2 令和6年度予算案の概要（詳細版）
- ・資料3 地域生活支援拠点等の整備

□出席委員（9名）

細川吉博委員、畑中三岐子委員、田中利和委員、藤川香奈子委員、藤森誠専門委員、
眞田清専門委員、津田俊彦専門委員、中山典子専門委員、坂村堅二専門委員

□欠席委員（0名）

□事務局

障害福祉課

家内郁子課長、幸田賢一課長補佐、藤原諭障害福祉係長、土田真也相談支援係長、
平野和也主任

子育て支援課

廣澤優太子育て支援係長

令和5年度第5回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会会議録

【1. 開会】

事務局

本日はお忙しい中ご出席頂きましてどうもありがとうございます。ただいまから、令和5年度第5回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会を開会させていただきます。障害者支援部会の委員は4名。そして、専門委員は5名でございます。本日は全員ご出席頂いておりますので、会議も成立しております。次に本日の議題についてであります。会議次第のとおり予定しております。本日使用致します資料につきましては、次第に記載のとおりとなっております。事前に郵送しておりますが、資料が不足している方がいらっしゃいましたらお知らせください。よろしいですか。なお、前回の議事録につきましては期間が短く、こちらで用意できてないということでございます。次回の開催時にご確認頂く予定ですので、よろしくお願い致します。

【前回補足】

事務局

前回、委員からご質問のありましたペアレントメンターについて、こちらで補足やご説明を会議に先立ちまして行わせて頂きたいと思っております。

事務局

第4回の障害者支援部会におきまして、計画の中でペアレントメンターの活用を進めますということについてご質問頂きまして、その場で十分なお説明ができませんでしたので、この場をお借りして改めてご説明申し上げたいと思っております。ペアレントメンターとは北海道の事業になりますが、発達障害のある子供を育てている先輩保護者、ペアレント、親の助言者が同じ発達障害がある子供を育てている保護者の方々の相談相手になる、そういった事業になります。ペアレントメンターに相談したいという方がいる場合は、市にその旨ご連絡を頂きまして北海道にあります発達障害者支援センターとか、函館にあります支援センターと調整したうえで、帯広におりますペアレントメンターとの面談となります。この面談では帯広市も実際同席をしながら、ペアレントメンターが相談相手の話を傾聴しまして、必要に応じて情報の提供を行う事業になっております。説明は以上です。

事務局

議事に入ります前にお時間頂きまして、ありがとうございます。この後の議事は部会長に進めて頂きます。細川部会長、どうぞよろしくお願い致します。

【2. 会議】

(1) 令和6年度帯広市障害福祉関係予算及び主要事業について

部会長

それでは議題に入らせて頂きたいと思っております。はじめに次第2(1)令和6年度帯広市障害福祉関係予算及び主要事業についてでございます。事務局からご説明お願い致します。

事務局

よろしくお願い致します。座って説明させていただきます。それでは、令和6年度障害福祉予算の概要につきまして、資料1と資料2で説明させて頂くのですが、資料1に修正がございまして机上に別途、差し替え版を用意させて頂いております。そちらの修正箇所につきましてですが、資料1の令和5年度最終予算②という列がありまして、障害者相談支援費という行が真ん中あたりにあります。その金額が3,808千円になっていたのですが、4,077千円と修正しておりますので修正版を見て頂ければと思います。資料1からご説明させていただきます。令和6年度の障害福祉関係の予算につきましては、資料の上段になりますけれども、77億5201万6千円となっております。民生費の全体の総額が343億275万4千円ということで全体の22.6%を占めております。前年度当初予算額と比べまして、2億8987万4千円の増となっております。続きまして、資料2をご覧ください。資料1に記載しておりますそれぞれの予算について、市の総合計画の事務事業ごとに金額をまとめて記載したのが資料2になります。こちらを使ってご説明させていただきます。資料の見方ですが、番号をそれぞれふっておりまして番号の横に事務事業名を書いております。その横に令和6年度の予算額、そして令和5年度当初予算からの増減を矢印で書いております。その下に事業の目的、各事業名を記載しております。それでは内容について新規の部分ですとか、特に増減のある部分を中心に説明させていただきます。1の障害者理解促進事業につきましては、ヘルプマークの配布や普及啓発、手話の出席講座、市民フォーラムの開催などによりまして、障害者の理解促進を引き続き実施してまいります。令和6年度は、市民活動プラザ六中の維持管理にかかる人件費の増ですとか、物価高騰に伴う委託料などの増、また六中の設備の修繕が必要になるということで、令和5年度に比べて31万円の増を見込んでいます。次に3地域生活支援拠点と整備推進事業につきましては、基幹相談支援センターや令和4年度からスタート致しました圏域相談支援体制の整備により、障害者などの相談に応じ情報提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行う他、緊急時の受け入れ体制を整備するなど地域生活支援拠点の面的な整備を進めていきます。この件について資料3がお手元にあるかと思っておりますので、そちらで詳しく担当から説明させていただきます。

事務局

今説明がありましたとおり資料3に基づき、地域生活支援拠点等の整備について説明させていただきます。着席して説明させていただきます。スライド番号の1をご覧ください。この後の説明ですが、便宜上、拠点と呼称して説明させていただきますので、ご了承頂ければと思います。また、委員の皆様にもこの間ご協議頂いておりました帯広市障害者共生まちづくりプラン案にも、この拠点の関係を記載してございますので、簡単に説明させていただきます。まず、スライド1にありますとおり、拠点形成の背景ですが、障害児者の重度化や親亡き後といった課題に市町村が何をできるか、何をすべきかという国としての課題感があると考えてございます。そして、国が示した解の一つが拠点の整備を進めるということでございまして、この資料にあります5つの機能を備えた体制を構築することを自治体に国が求めているものでございます。なお、資料の下にありますとおり総合支援法の改正によりまして、この4月から拠点の整備が市区町村の努力義務となりますけれども、帯広市におきましては、この法施行前に拠点の整備を終える予定という状況でございます。次にスライドの2をご覧ください。

ます。拠点の整備には大きく二種類の整備類型がございますけれども、本市ではこの右側の面的整備型での体制構築を進めておりまして、既存の地域資源を結ぶネットワークを強化して、相互で機能を分担することとしてございます。なお、すでに全国でも整備が進んでいるのですけれども、整備が進んでいる自治体の約9割が本市と同様に面的整備型を選択している状況にもございます。スライドの3をご覧ください。今申し上げたとおり、5つの機能の詳細についてまとめたものでございます。これはスライドにありますとおり、国の定義という位置づけになってございまして、特に相談と緊急時の受け入れ対応を重要な機能として国では捉えておりまして、本市においても同様の認識のもと、これまで取り組みを進めてきたところでございます。なお、拠点の整備に当たりましては、全てゼロから作り上げるというものではございません。すでに地域にある様々な資源や取り組みをもってこういう機能が充足している場合もありますので、本市においては相談、緊急時の受け入れ対応を除く3つの機能については当然100%ではないかもしれませんが、一定水準の取り組みが定着していると考えていたところでもございます。スライドの4をご覧ください。この5つの機能と本市の取り組み内容をまとめたものでございます。相談機能の強化のため市内を4つの区域に分けて、それぞれの区域における相談体制を確保する。いわゆる圏域相談支援体制の導入ですとか、相談支援事業所の受け入れ状況の公表などに取り組んできたところでございます。また、緊急時の受け入れ対応では休日夜間における緊急時の相談受付体制の構築ですとか、急にサービス利用が必要になった場合にも支障なくサービスの利用が可能となる支給決定の運用の整備を現在進めているところでございます。また一番下、地域の体制作りでは拠点整備後の運用がより充実するようPDCAサイクルの構築の一環として、自立支援協議会の部会において拠点の評価・検証を行っていく考えでございます。現在、4月1日の施行に向けて要綱整備を進めておりまして、皆様にご議論頂いたプランの成果指標に「拠点の面的整備の進捗を図る指標」として設定していた事業所の登録率、これはこの要綱に基づく事業所の登録を指しているものでございます。スライドの5をご覧ください。今、説明申し上げた内容を含めて、拠点の形成のイメージを図にしたものでございます。プランの中にも同様のものを少し小さいですけども掲載しているので、説明は省略させていただきます。最後にスライドの6をご覧ください。拠点整備の手続き等についてでございます。拠点を整備できたかどうかというのは、各市町村が判断することとされておりまして、本市は整備した旨を十勝総合振興局に報告することで整備完了という位置づけとなります。このための本市における整備の判断にあたっては、3月末開催予定の自立支援協議会、地域生活支援会議において報告させて頂きご了承頂いた後に、速やかに振興局へ必要書類を提出する予定でございます。なお4月には、今説明した要綱を施行して事業所の登録ですとか、ホームページによる公表を始めたいと考えてございます。拠点を整備して全てが終わりということではございませんで、これからスタートと捉えております。PDCAを回しながらよりよい地域になるよう、様々な、自立支援協議会の皆様の声も頂きながら、今後とも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。私からの説明は以上でございます。

事務局

それでは、資料2のご説明に戻らせて頂きます。資料2の3でございます。今の説明の他、令和6年度についても人件費の増加、また基幹相談支援センター等の委託料につきまして、これま

で消費税の部分については非課税としておりましたけれども、国から課税扱いするようにと示されたことからこれらの対応などにより、令和5年度と比べまして320万4千円の増を見込んでおります。次に4の障害者コミュニケーション支援事業につきましては、手話言語条例に基づく取り組みと致しまして手話通訳者の派遣事業、また要約筆記通訳者の派遣により聴覚障害者の意思疎通を支援し自立や社会参加の促進を図る他、手話や要約筆記の奉仕員の養成講座を引き続き開催してまいります。令和6年度につきましては、最近増加傾向にあります通訳の派遣の実績に基づきまして予算を計上しており、35万4千円の増を見込んでおります。次に5の障害者日常生活支援事業につきましては、クリーニング・理美容サービスの各種在宅サービスの提供や日常生活用具の給付などにより、日常生活の支援や経済的な負担の軽減を図るものです。令和6年度については、日常生活用具についてこれまで地域自立支援協議会ですとか、当事者や団体からのご意見を踏まえまして、医療的なケアが必要な方を対象として非常用電源を追加することとしております。また、健康保険の対象になりました人工鼻を給付対象から除くなどによりまして、91万2千円の増を見込んでおります。次に、7の障害者自立支援給付事業につきましてはですが、こちらは障害福祉サービスの提供に要する経費になります。令和6年度については、令和6年度の報酬改訂分、これまでのサービスの提供の実績に基づき、利用者数の伸び等を考慮しまして、令和5年度と比べて2億2480万2千円の増を見込んでおります。次に、8の障害者医療給付事業につきましては。こちらについては更生医療ですとか、育成医療などの自立支援医療、また療養介護・重度医療といった医療費の軽減を図る事業になります。こちらについても令和5年度までの実績に基づき、また重度医療については受給者の減などもございまして、令和5年度と比べて464万2千円の減と見込んでおります。次に9の障害者補装具給付事業につきましては、こちらは車いすですとか、義足などの身体障害者の身体の機能の補完を支援するとともに、経済的な負担の軽減を図るものになります。令和6年度は電動車いすの再交付ですとか、重度意思伝達装置という重度の障害者の方が目線だとか、脳波だとかで意志を言葉で伝えたりする装置があるのですが、そちらの装置の申請の増などを見込んでおり、令和5年度に対しまして880万1千円の増を見込んでおります。次に飛んで14の障害者社会参加促進事業につきましては、こちらは地域活動支援センターの運営や障害のある方の各種活動の支援などによりまして、社会参加を促進するものです。重度障害者等タクシー料金助成ですとか、福祉団体バスの運行などの移動助成における人件費・郵便料等に伴う委託料の増や、令和六年度開催致します北海道障害者スポーツ大会、帯広及び近隣の町村で開催するのですが、こちらの開催負担金などによりまして713万6千円の増としております。次に、左下の子育て支援課事業費になりますけれども、1の介護給付・地域生活支援事業につきましては、心身障害児へのデイサービス等の提供により、心身機能の維持・向上や家庭の負担軽減を図るものです。令和6年度については、サービスの一か月あたりの利用日数の上限の見直し、またサービス利用者の伸びを考慮しまして、令和5年度に比べて4748万4千円の増となっております。最後に右下の地域福祉課の事業の成年後見制度の事業につきましては、令和5年度の予算に対して申請者数の増加を見込みまして、令和5年度に比べて68万4千円の増となっております。個々の事業については以上でございまして、全体と致しましては、既存事業については人件費ですとか、物価高騰により予算増になっているもの、またこれまでの実績等を踏まえまして増・減しているものがございます。また、来年度共生まちづくりプランの初年度ということで新たな取り組みですとか、拡充する取り組み

と致しましては、今説明させて頂きました地域生活支援拠点がスタートする部分ですとか、日常生活用具に新たな品目を追加する、令和六年度の報酬改定などによるサービス費の増、児童の通所の上限の見直しといったものがございます。それに関する障害福祉課での予算を計上しているところでございます。令和6年度の予算案については以上でございます。

部会長

はい、よろしいでしょうか。それではただいまのご説明につきまして、皆様方からご質問・ご意見等ございますか。

委員

教えて頂きたいのですが、2の障害者虐待防止事業です。すごく広いジャンルに渡って色々な予算がついているのですけれど、これだけ断トツで予算が低くて。この名前からするともっと予算がついても良さそうに思うのですけれど、今実際どんなことをやられているのかということと、もうちょっと拡充していくお考えはないのかということをお聞きしたいのですが。

事務局

部会長よろしいでしょうか。

部会長

はい、どうぞ。お願い致します。

事務局

今、お話し頂いた点について、お答え致します。まず、この障害者虐待防止事業の予算額の関係です。こちらにつきましては、日中であれば市役所の電話で通報を受理するのですけれども、夜間ですとか休日の虐待通報を受けるためのスマートフォン・携帯電話の通話にかかる経費を計上しているのが、この五万九千円という部分でございます。また、実際に取り組んでいる事業の内容になりますけれども、まさに虐待の通報を受理した際にその事実確認ですとか、実際に事業所に行ったり、擁護者の方のお話しを聞いたりして、実際に虐待があったかどうかを確認します。もし虐待が認められるようであれば振興局に報告をするとともに、私どもとしましては報告するよりも今後の支援をどうしていくかということに重点を置きながら、一回虐待を認定したからといってそこで終わりということではなくて、加害者側にも何かの支援が必要だという観点で、家族支援ですとか、事業所の支援のあり方を指導していくところに取り組んでございます。また、この中には無いのですけれども自立支援協議会の中での虐待防止の研修ですとか啓発、こういった取り組みですとか、パンフレットも用意してございますので、そういった中で虐待防止に向けた解決にも取り組んでいるというのがこの事業の中身になっています。ご意見頂いた今後の拡充も、取り組みということではあるのですけれども、おっしゃるとおり一昨年の道内での施設における虐待の事案ですとか、その後グループホームにおける人権を無視するような避妊処置の提案ですとか、色々障害のある方を取り巻く人権意識というか、そういったものはますますこれからも重要な視点といたしますか、擁護の観点から重要だと思っております。新年度におきましては、

自立支援協議会の中で差別解消部会と虐待防止ネットワーク会議ということで、私ども関係者を集めて今までも虐待防止の取り組みをしてきたのですけれども、そこを一体化して差別解消の人権擁護の観点と虐待防止の観点とを一体的にご議論頂きながら、より効果的な策をこうした中でどういう対応ができるかということもご議論頂こうと思っているところでございます。私からは以上です。

部会長

はい、よろしいでしょうか。

委員

ということは、虐待防止に関する他の事は他の事業の中でやっていて、これは電話対応とかその部分だけが出ているということでのいいのですか。

事務局

旅費と電話代とかですかね。

委員

ですよね。五万九千円だから、あつという間に無くなっちゃうじゃないですか。普通に考えたらもうちょっと何かね。名前からしたら、もっと予算が付いてもいいじゃないと普通に言われそうな気がしたので質問しました。

部会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

委員

基本的なことかもしれないのですが、この地域生活拠点等の整備なのですが、整備類型で面的とか多機能拠点整備型、この図だけ見ると確かにちょっと違っているところはあるのですが、けれどもこの面的となっているのは、こっちは必要に応じて連携だけれど、こっちは一枚岩的なものという考え方でいいのか。一枚岩だとしたらその真ん中にあるコーディネーターという方は、例えば基幹相談支援事業所にいる方になるのか、それとも市役所の障害福祉課になるのか。面的なという部分に変わる部分がどう変わっていくのか。そこをもう少し掘り下げて説明して頂けると、もう少しイメージが持てるのですが。

部会長

よろしいですか。お願いします。

事務局

今ご質問ありましたとおり面的と多機能拠点型の違いですけれども、一言で申し上げますと資料3のスライドにありますとおり、左側の拠点については特定の施設に機能を集約ということで、

一か所でこういった機能をすべて提供するという事です。イメージで言うと、一つの建物の中にすべてこういった緊急時の受け入れも、相談機能も大切なものすべてオールインワンでやっていくと大きくご理解頂ければと思っております。多機能拠点整備型でも面的整備型でも国では、地域拠点のコーディネーターを配置して緊急時の受け入れの調整ですとか、中心になって障害のある方の地域生活をより充実したものにするためにコーディネーターを配置してしっかりやっていきたいと思いますという方針が出てございます。私どものこのプランの中にも令和11年度の成果指標として、コーディネーターの配置を掲げているところでございます。基本的にこの面的整備型において、コーディネーターの配置ということについては4月以降実際に拠点の運用が始まった中で、帯広市としてこういった形でコーディネーターを配置していくのか。今委員からお話しあったとおり、帯広市の基幹相談支援センターに配置するのがいいのか、または私どもの圏域相談支援事業所にそれぞれ一人ずつコーディネーターを配置していくのがいいのか。帯広市には、こういった形でコーディネーターを配置するのが相応しいのかということを実際に拠点の運用を始めた中で、先ほども申し上げたとおり、PDCAの中で色々なご議論を頂きながらこういった形で配置していくのがいいのか、どういう役割を担って頂くのがいいのか、そういったことも走りながらより良い体制にしていきたいと。ゆくゆくはこの計画期間中に、コーディネーターの配置まで繋げていきたい。そのように考えているところでございます。

委員

ありがとうございます。その続きですけれど、もう一枚めくってもらって本市における主な拠点機能等となっているところです。緊急時の受け入れ対応で、いざという時にいつでも相談できる体制を作ると、もちろんこれは負担増になってくるだろうなという感じがするのですけれど。そこはこれから作り上げていくことだから、どういうものは今後になっていくのかなと思うのですけれど、いざという時というのはどういう事態を想定しているのかなというのが。例えばこの間、能登の方で地震ありましたけれど、ああいう被災時の部分を考えているのか、それとも単純に普段だったら事業所がお休みになる夜間と休日でも大丈夫ですよという意味合いでのいざという時なのか、どちらなのかなって。

事務局

こういった想定がいざという時という事ですけど、今私ども想定しておりますのが、確かに委員がおっしゃるとおり災害ですとか突発的なことは色々、緊急時と言っても様々な状況が想定されるのですけれども、私どもの想定としては障害特性に起因してご本人が不穏になるとか、例えばサービスを提供している事業者が休日等において、相談できるケアマネさんと連絡が取れない場合に私どもに電話をして頂いて、まずは相談を受け付けたいうで、私どもで基幹相談支援センターですとか、圏域相談支援センターとのバックアップ体制を整備した上でどのような助言ができるか、どういう対応をして頂くかということをお伝えする。一言でいうと、そのようなイメージを持っております。私どもも障害福祉の現場で精通しているかどうか、皆様ほどではないかと思うのですけれども、まずは休みの日でも繋がるという安心感を持って頂ければということが第一かなと思っております。ただ、内容によっては話を承った中でご本人は緊急と思って電話して頂いたとしても、ゆっくりお話を聞くと気分が落ち着いてくるとか、よくよく話を聞く

と我々が想定する緊急時とは違うということであれば、その事情をお伝えさせて頂いて市役所が開いている時間にまたご連絡を頂くとか、相談に来て頂くとか。そういった運用を想定しているところでございます。以上です。

部会長

よろしいですか。

委員

ありがとうございました。

事務局

補足ですけれども国が言っている拠点の機能としては、1 ページ目の最初に障害児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えるということが書いてあります。今、説明があった内容と親亡き後どうしていくかというところが、緊急時というところですごくありますので。もちろん災害もそうですし、親が何か緊急的に入院してしまったということも当然想定されますし、また災害時について個別避難計画との関連も出てくるかと思しますので、まずは親亡き後と今話の中で説明させて頂いたことに取り組んで、少しずつ広げていきたいと思っています。

部会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

委員

地域生活支援拠点、これは地域で暮らす障害者にとって、とても大事なことでありがたいことだと思っています。5つの機能を備えたということで、この部分で連携というのはどういうことを考えていらっしゃるでしょうか。

事務局

今、ご質問のあった連携という観点ですけれども、先ほどもご覧頂いたのはあくまでもイメージ図になります。スライドの5を見て頂いた方がもう少しより具体的根拠に置き換えた結論になるかと思っております。先ほども申し上げたとおり、4月1日の開始を目指して拠点事業所の登録という仕組みを導入したいと考えてございます。相談と緊急時の受け入れが拠点の核となる部分だと捉えてございます。ですので、そういった相談と緊急時の受け入れの連携については、自立支援協議会においても部会の再編で、例えば相談に関する部会を再編するのですとか、住まいに関する部会という事で新たに設けたいと考えてございます。そういった中で連携を強化していく他、拠点の事業所登録をした様々な事業所として、拠点の取り組みをすることによって加算も取れるということになってまいります。ですので、私どもとしては相談支援事業所ですとか、ショートステイの事業所を中心に丁寧にこういった拠点の意義を説明させて頂いて、より多くの登録を頂く中で実際にそれぞれの事業所において障害のある方を支援する過程で、今も連携を進めていらっしゃると思うのですけれども、こういった加算の仕組みですとか、拠点として体制を整

えることによって、より連携が円滑に進むように支援をしていきたいと思っております。ただ、器を整えたからといってご質問のとおり、すぐに円滑に進むという事はないかということもあるかと思っておりますので協議会の中ですとか、圏域相談支援事業所の皆様にも色々ご意見を伺いながら、より良く連携が進むためにはどういった仕掛けが更に必要かというのは、繰り返しになりますけれどもPDCAを回しながら、足りないところをどんどんどんどん肉付けしていったって充実させていきたいと、そのように考えてございます。

委員

こういう拠点にたくさんの事業所が登録してくれるのはもちろん大事なのだけれど、それに合わせて質の向上というかね。どこも同じようなサービスが提供できる、どこにお願いしても安心できるというのも何かひとつ。帯広市さんだったら自立支援協議会で、かなり質の向上も考えてらっしゃるので、この部分で上手くお願いしたいなと思います。

部会長

はい。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

委員

地域生活支援拠点のこれは骨組みだと思うのですが。今、関わっている地域で暮らしている障害をお持ちの方のことを考えた時に、これ余暇が決定的に抜けているのですよね。だから、日中通う場所があっておうちがある。そこだけで人は暮らせなくて、余暇が必ず発生します。買い物に行ったり、ゲームセンターに行ったりということが起こって。実は、そこには結構リスクも抱えているということが、見守っていてすごく思いましたね。特に若い女性で知的障害があるということになると、どこで悪い人にさらわれるか分からないという現実的なリスクもありますし、あるいは良し悪しの判断できなくて、どこかへ侵入して警察に捕まるということも起こってくるわけですよね。親亡き後をと書いているので。でも、実際は親がやっぱり駆り出されるのですよ、遠方に住んでいても。だから本当に親御さんが、もう成人している子どもだから親御さんが行かなくても、例えば警察に捕まっても誰か別の方が相談にのれるぐらいにしておかないと、本当の親亡き後も生活は成り立たないかなと思うのです。それは多分、国も全然そこまで見えてきていないと思うので、むしろ帯広市さんで先手を打って、そういうところまで考えていますよという拠点を整備されるとすごく暮らしやすい町になるのかなと思います。だから、警察だとか色々なお店屋さんだとか、そういうところとの連携も図っていかないとおそらく現実的にはすごく困ることがたくさん起こってくるかなという意見です。

部会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。僕から一つ、こういう面的な連携整備型というのも必要ですけれども、色々な施設から、先ほど委員からご指摘のものもあるので、帯広市で把握しているここに参加する施設はどれくらいあるのでしょうか。数的なものとしては、そのうちどれくらいが現実的に3月までに参加するような状況にきているのでしょうか。多くのところが出てくれるのが一番いいとは思っておりますけれども。

事務局

登録に想定している部分につきましては繰り返しになりますが、相談支援事業所とショートステイの事業所をまずは中心にと考えてございます。その後相談支援事業所が本市の中で15ほど、ショートステイの事業所においても14・15あると考えてございます。この事業所については、ぜひ登録をして頂きたいと考えているところでもあります。それ以外にも先ほどの5つの機能の中にある体験の機会の場合という観点でいうと、グループホームですとか、現場の事業所の関係、日中活動系の事業所においても加算が取れる状況がありますので、そういった事業所の方々についても順次登録を進めて頂きたいと思っております。ただ、まだ要綱の整備を進めているところで詰め協議をしているところで具体的に全体として何か、相談とショートステイ以外に努力目標のような数字があるかというところは現在そこまでは持ち合わせてはいないのですが、相談とショートステイについては市内に展開する全ての事業所に協力して頂きたい。そういう思いで協力に向けて取り組んでいきたいと思っております。

部会長

ありがとうございます。

事務局

面的整備ということで障害福祉サービス事業所の連携の現状についてもう少し補足させていただきますと、自立支援協議会のご案内は障害の各事業所に毎月出しています、200ぐらいの、多機能で1つの法人でたくさんのサービスということもあるのですが、それ以外の事業所のご案内をお送りしています。ただ、万遍なくどの事業所も来て頂いているかというと、そうではない。毎回来て頂ける場所とあまり来て頂けないところがあるので関連があります。そういうこともありまして、協議会を再編しながら会の魅力を上げていって、来てよかったと思って頂けるような内容になっていければと考えております。

部会長

ありがとうございます。他にどうでしょう。よろしいでしょうか。では、この議題につきましては以上という形にさせて頂きたいと思っております。

(2) その他

部会長

(2) その他についてでございます。特に議題等は用意してございませんが、せっかくの機会ですので皆様方からご質問またはご意見などがありましたらお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員

私的なことなのですがいいですか。僕は4月か5月になると思うのですが、十勝から離れる予定です。2008年からこの障害者支援部会に参加させて頂いて15年ですか。たいして何も役に立てなかったなと思っておりますけれども公私に渡って色々なご指導を頂くとかご

意見を聞いて頂いて、15年間どうもありがとうございました。この場でお礼方々ということでお世話になりました。

部会長

どうもお疲れ様です。ありがとうございます。他によろしいですか。

事務局

本当にありがとうございました。委員の皆様の任期が、来年度令和6年8月24日までとなっております。この部会につきましては、昨年の一回目が8月下旬となっておりますので、このメンバーでのこの部会については今回が最後となります。その中で計画策定では数多く集まって頂き、ご意見頂きまして本当に感謝申し上げます。ただ、全体で行っていた健康生活支援審議会ですけれども、こちらについては次年度地域福祉計画ですとか、他の市役所の事業計画の策定年度にあたりますので、こちらの改選前の開催などもある可能性が想定されるのですけれども、障害者支援部会として改選前はこれが最後となりますので、皆様にはこの場をお借りして本当にお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

部会長

他に何かございますか。よろしいでしょうか。

【3. 閉会】

部会長

今回でこのメンバーでの委員会は最後ということでございます。また、改選されてお会いする時にはお会いできるかなと思いますし、その場合には今後ともどうぞよろしくお願い致します。ということで以上をもちまして、本日の障害者支援部会を終了したいと思います。どうもお疲れ様でございました。